

安全衛生推進者養成講習 案内書

法律根拠

- 労働安全衛生法第12条の2の規定により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、安全衛生推進者又は衛生推進者を選任し、事業場の安全衛生業務を担当させなければならない。
- 安全衛生推進者の資格要件には、安全衛生の実務経験年数が学歴により指定されていますが、本協会の講習を修了した者にも資格要件が与えられます。実際に職務遂行する上では、本講習を受けられ実務に携わられることを推奨致します。



対象者等

【安全衛生推進者の選任義務業種】

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

【厚生労働省ガイドライン】

第3次産業のうちの重点業種である社会福祉施設、小売業（法定選任義務を除く）、飲食店の労働者数10人以上の事業場については、安全担当者を配置し、うち労働者数50人以上の事業場については、安全衛生推進者の資格を持った者等から安全担当者を選任することが望ましいとされています。

受講資格

特になし

受講科目・講習時間

安全管理(2H)、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等(2H)、作業環境管理及び作業管理(2H)、健康の保持増進対策(1H)、安全衛生教育(1H)、安全衛生関係法令(2H)

受講料金

… 令和7年2月1日現在

一般：受講料11,000円、テキスト代1,430円、合計12,430円
会員：受講料11,000円、テキスト代1,150円、合計12,150円